

令和2年度 四街道市準要保護世帯に準ずる高校生等家庭への臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受けている高校生等のいる子育て家庭のうち、経済的に厳しい状況にある準要保護世帯や準要保護世帯と同水準の世帯を対象に5万円の臨時特別給付金を支給します。給付を希望する方は申請手続きを行ってください。

給付金の対象となる方

■高校生等のいる家庭で、以下①～③のいずれかに該当する方

(注意) 生活保護受給世帯、令和2年度「四街道市ひとり親家庭等臨時特別給付金」、「四街道市ひとり親世帯臨時特別給付金」を受けている世帯の方は、本給付金の対象となりません。

【申請理由】

- ①：四街道市の就学援助制度を利用する準要保護世帯
(令和2年10月1日に認定資格があり申請日現在まで継続して認定を受けている)
※就学援助制度とは小中学生の子のいる低所得世帯を対象とした、学用品・給食費等を援助する制度です。
- ②：就学援助制度の対象である準要保護世帯と同等の収入水準にある世帯(前年度所得等)
- ③：新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、直近の収入が就学援助制度の対象である準要保護世帯と同水準となっている世帯
- ※高校生等：平成14年(2002年)4月2日以降から平成17年(2005年)4月1日までに生まれた者(就学後、令和2年以降、退学した方も含む。なお、就職等により就学していない方は含まれない。)

給付額

1世帯：5万円

1 支給要件と必要な添付書類

※支給要件を証明する書類を必ず提出してください。

申請理由	支給要件	支給要件を証明する書類(コピー可)
①	市の就学援助制度を利用している	原則として不要
②	1 生活保護が停止又は廃止になった(3月に満たない方)	原則として不要
	2 市町村民税の非課税又は減免の扱いを受けた	同一住所にお住いの方全員の、市民税・県民税非課税証明書(所得割・均等割ともに非課税であるもの)または減免決定通知書
	3 個人事業税の減免の扱いを受けた	減免決定通知書等事実がわかるもの
	4 固定資産税の減免の扱いを受けた(ただし、家屋新築による減免を除く。)	減免決定通知書等事実がわかるもの
	5 国民年金の掛け金の減免の扱いを受けた	同一住所にお住まいの方全員の、国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書
	6 国民健康保険税(料)の減免又は徴収猶予の扱いを受けた	減免決定通知書等事実がわかるもの
③	7 生活福祉資金の貸付を受けた	貸付決定通知書
	8 公共職業安定所登録日雇労働者である	雇用保険日雇労働被保険者手帳
	9 上記①もしくは1～8までに該当しないが、保護者の死亡、災害等の経済的な理由により児童生徒が就学困難となる特別な理由がある場合	同一住所にお住まいの方全員の収入を証明する書類以下のいずれか ☆令和元年分の所得証明書または確定申告書の控え等 ☆令和2年分の源泉徴収票または確定申告書の控え等 ※上記の書類の提出が難しい場合や令和3年1月に家計が急変した場合は令和2年11月・12月・令和3年1月の3ヶ月分の給与明細書等でも構いません。 ※複数の職場にお勤めの場合は、源泉徴収票・給与明細書はそれぞれ提出してください。 ※収入とは、年金・仕送りなどを含めた世帯に入る全ての収入です。(年金額改定通知書、振込通知書、通帳等を添付してください。) ※賃貸住宅等にお住まいで、家賃を支払っている場合は家賃の月額がわかるものも添付してください。

裏面に続きます

～支給要件9の場合の審査について～

※基準額と、同一の住所にお住まいの方全員の収入額（確定申告書の「収入金額等」）を比較して、審査をいたします。なお、賃貸住宅にお住まいの場合、基準額が緩和されます。住宅ローン等の債務返済は考慮できません。

※基準額は、生活保護法に規定する基準額から算出した額になります。家族の年齢・構成等により異なります。下表は、おおよその目安の額となりますのでご理解願います。

<基準額の目安表>

家族人数	2人	3人	4人	5人	6人
基準額	215万	290万	361万	430万	498万

※申請前に、子育て支援課で個々の世帯の基準額を仮算定することはできません。

2 申請方法

申請が必要です。

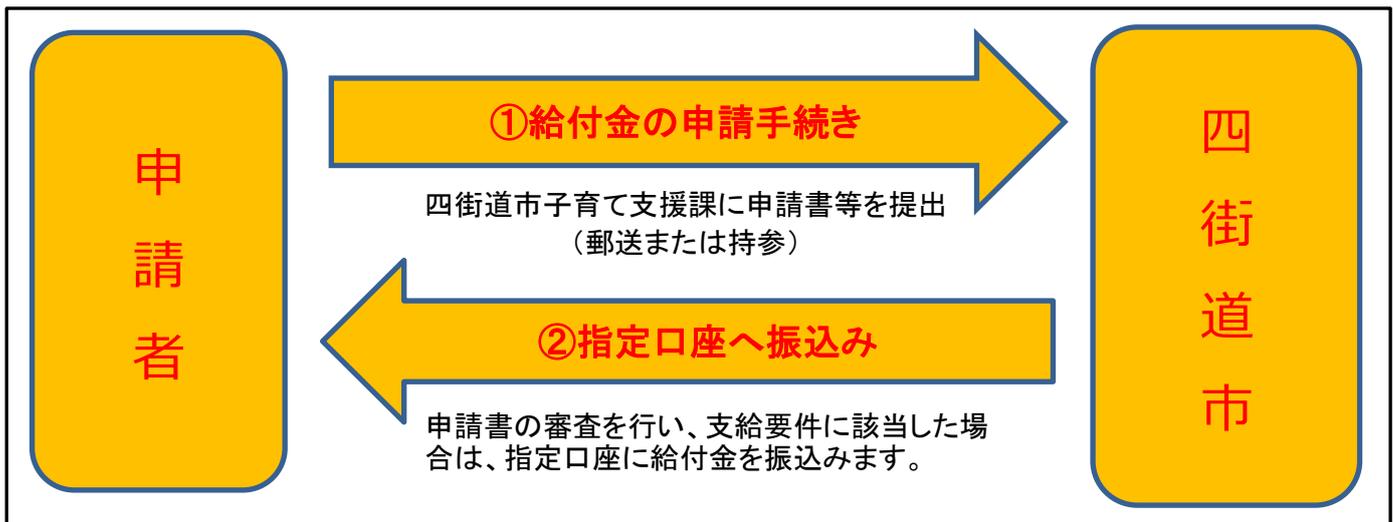
「四街道市準要保護に準ずる高校生等家庭への臨時特別給付金申請書」に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ子育て支援課へ郵送または持参にてご提出ください。

- 四街道市準要保護に準ずる高校生等家庭への臨時特別給付金申請書（四街道市ホームページよりダウンロードが出来ます）
 - 申請者名義の振込先金融機関口座確認書類（通帳、キャッシュカード等）の写し
 - 申請者の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証、年金手帳、障害者手帳、在留カード等）の写し
 - 高校生等確認書類書類（在学証明、生徒手帳等）の写し
 - 支給要件を証明する書類（減免決定通知書、所得証明書等）の写し
※表面「1 支給要件と必要な添付書類」をご確認ください。
- ※ 状況により、追加で書類の提出を求める場合がありますので、ご了承ください。

3 支給方法

ご申請をいただいてから概ね1か月程度で、申請書に記載された口座へお振込みいたします。申請書や添付書類に不備がありますと、お振込みが遅れる場合があります。

4 申請の流れ



5 申請期間

令和2年10月12日（月曜日）から令和3年2月12日（金曜日）※当日消印有効

6 申請先（問合せ先）

〒284-8555 四街道市鹿渡無番地

四街道市健康こども子育て支援課 準要保護に準ずる高校生等家庭への臨時特別給付金担当

Tel 043-421-6124

Email ykatei@city.yotsukaido.chiba.jp